

# 平成20年度 教養・専門教育科目授業日程計画

【昼間コース・夜間主コース共通】

| 前 期 |    |    |    |    |    |     |    | 後 期                                                                                                                               |     |    |    |    |      |      |      |    |                                                                                                                                                 |
|-----|----|----|----|----|----|-----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|------|------|------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 曜日  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金   | 土  | 曜日                                                                                                                                | 日   | 月  | 火  | 水  | 木    | 金    | 土    |    |                                                                                                                                                 |
| 4月  |    |    | 1  | 2  | 3  | 4   | 5  | 1日～7日 春季休業<br>1日 新入生オリエンテーション<br>2日 新入生履修相談会<br>3日 TOEIC-IPテスト<br>8日 入学式、新入生オリエンテーション<br>9日 授業開始<br><br>29日～5月5日 特別休業<br>29日 昭和の日 | 10月 |    |    |    | 1    | 2    | 3    | 4  | 1日 授業開始<br><br>13日 体育の日<br>22日 開学記念日                                                                                                            |
|     | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11  | 12 |                                                                                                                                   |     | 5  | 6  | 7  | 8    | 9    | 10   | 11 |                                                                                                                                                 |
|     | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18  | 19 |                                                                                                                                   |     | 12 | 13 | 14 | 15   | 16   | 17   | 18 |                                                                                                                                                 |
|     | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25  | 26 |                                                                                                                                   |     | 19 | 20 | 21 | 22   | 23   | 24   | 25 |                                                                                                                                                 |
|     | 27 | 28 | 29 | 30 |    |     |    |                                                                                                                                   |     | 26 | 27 | 28 | 29   | 30   | 31   |    |                                                                                                                                                 |
| 5月  |    |    |    |    | 1  | 2   | 3  | 3日 憲法記念日<br>4日 みどりの日<br>5日 こどもの日<br>6日 振替休日<br><br>* 7日は月曜日の授業を行う。                                                                | 11月 |    |    |    |      |      |      | 1  | 3日 文化の日<br><br>【22日～24日 大学祭】<br>21日 1・2限 補講日<br>21日 3～7時限 臨時休業(大学祭準備)<br>25日 臨時休業(大学祭片付け)<br><br>23日 勤労感謝の日<br>24日 振替休日<br><br>* 27日は月曜日の授業を行う。 |
|     | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9   | 10 |                                                                                                                                   |     | 2  | 3  | 4  | 5    | 6    | 7    | 8  |                                                                                                                                                 |
|     | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16  | 17 |                                                                                                                                   |     | 9  | 10 | 11 | 12   | 13   | 14   | 15 |                                                                                                                                                 |
|     | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23  | 24 |                                                                                                                                   |     | 16 | 17 | 18 | 19   | 20   | [21] | 22 |                                                                                                                                                 |
|     | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30  | 31 |                                                                                                                                   |     | 23 | 24 | 25 | 26   | 27   | 28   | 29 |                                                                                                                                                 |
| 6月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6   | 7  | 21日 海の日<br>14日、18日 } 期末試験期間<br>22日～7月31日 }                                                                                        | 12月 |    | 1  | 2  | 3    | 4    | 5    | 6  | 23日 天皇誕生日<br>24日～26日 補講日<br><br>25日～1月7日 冬季休業                                                                                                   |
|     | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13  | 14 |                                                                                                                                   |     | 7  | 8  | 9  | 10   | 11   | 12   | 13 |                                                                                                                                                 |
|     | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20  | 21 |                                                                                                                                   |     | 14 | 15 | 16 | 17   | 18   | 19   | 20 |                                                                                                                                                 |
|     | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27  | 28 |                                                                                                                                   |     | 21 | 22 | 23 | [24] | [25] | [26] | 27 |                                                                                                                                                 |
|     | 29 | 30 |    |    |    |     |    |                                                                                                                                   |     | 28 | 29 | 30 | 31   |      |      |    |                                                                                                                                                 |
| 7月  |    |    | 1  | 2  | 3  | 4   | 5  | * 17日は火曜日の授業を行う。                                                                                                                  | 1月  |    |    |    |      | 1    | 2    | 3  | 1日 元日<br><br>* 8日は月曜日の授業を行う。<br><br>12日 成人の日<br>16日 センター試験実施に伴う臨時休講<br>17日・18日 大学入試センター試験<br><br>28日～2月10日 期末試験期間                               |
|     | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11  | 12 |                                                                                                                                   |     | 4  | 5  | 6  | 7    | 8    | 9    | 10 |                                                                                                                                                 |
|     | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18  | 19 |                                                                                                                                   |     | 11 | 12 | 13 | 14   | 15   | 16   | 17 |                                                                                                                                                 |
|     | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25  | 26 |                                                                                                                                   |     | 18 | 19 | 20 | 21   | 22   | 23   | 24 |                                                                                                                                                 |
|     | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |     |    |                                                                                                                                   |     | 25 | 26 | 27 | 28   | 29   | 30   | 31 |                                                                                                                                                 |
| 8月  |    |    |    |    |    | [1] | 2  | 1日～9月30日 夏季休業<br>1日 補講日<br>7日・8日 補講日                                                                                              | 2月  | 1  | 2  | 3  | 4    | 5    | 6    | 7  | 11日 建国記念の日<br>12日～3月31日 臨時休講<br><br>25日・26日 一般選抜(前期日程)                                                                                          |
|     | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8   | 9  |                                                                                                                                   |     | 8  | 9  | 10 | 11   | 12   | 13   | 14 |                                                                                                                                                 |
|     | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15  | 16 |                                                                                                                                   |     | 15 | 16 | 17 | 18   | 19   | 20   | 21 |                                                                                                                                                 |
|     | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22  | 23 |                                                                                                                                   |     | 22 | 23 | 24 | 25   | 26   | 27   | 28 |                                                                                                                                                 |
|     | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29  | 30 |                                                                                                                                   |     |    |    |    |      |      |      |    |                                                                                                                                                 |
| 9月  |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5   | 6  | 15日 敬老の日<br><br>23日 秋分の日                                                                                                          | 3月  | 1  | 2  | 3  | 4    | 5    | 6    | 7  | 臨時休講<br><br>12日 一般選抜(後期日程)<br><br>20日 春分の日<br>25日 卒業式                                                                                           |
|     | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12  | 13 |                                                                                                                                   |     | 8  | 9  | 10 | 11   | 12   | 13   | 14 |                                                                                                                                                 |
|     | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19  | 20 |                                                                                                                                   |     | 15 | 16 | 17 | 18   | 19   | 20   | 21 |                                                                                                                                                 |
|     | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26  | 27 |                                                                                                                                   |     | 22 | 23 | 24 | 25   | 26   | 27   | 28 |                                                                                                                                                 |
|     | 28 | 29 | 30 |    |    |     |    |                                                                                                                                   |     | 29 | 30 | 31 |      |      |      |    |                                                                                                                                                 |
| 前期計 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |     |    | 授業週数 (含試験)                                                                                                                        | 後期計 | 15 | 15 | 15 | 15   | 15   |      |    | 授業週数 (含試験)                                                                                                                                      |

↑ 7月17日を含む  
↑ 5月7日を含む

↑ 11月27日及び1月8日を含む

■ は休業日及び臨時休講, ○ は期末試験日, 【 】 は補講日, □ は月曜日又は火曜日の授業を行う日

※ 夏季休業・冬季休業期間中においても授業・試験を行うことがあります。

## (5) 岡山大学経済学部履修細則【昼間コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）昼間コースにおける授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 本学部昼間コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(セメスター制)

第3条 本学部の授業は、「セメスター制」にそって開講する。セメスター制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。

これらの学年、学期及びセメスターの関係は次のとおりである。

| 学年    | 第1学年    |         | 第2学年    |         | 第3学年    |         | 第4学年    |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 期別    | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      | 前期      | 後期      |

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は、次のとおりとし、対象年次に従い履修すること。

2 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。

3 専門基礎科目の授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目  |         |         |          |          |
|----------|---------|---------|----------|----------|
| ミクロ経済学入門 | 社会思想史入門 | 統計解析法Ⅱ  | 経営学入門    | 世界経済事情   |
| マクロ経済学入門 | 経済学史入門  | 現代日本経済史 | 経済・経営数学Ⅰ | 経済情報処理基礎 |
| 社会経済学入門  | 統計解析法Ⅰ  | 会計学入門   | 経済・経営数学Ⅱ |          |

4 専門科目の授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目     |           |          |             |
|-------------|-----------|----------|-------------|
| ミクロ経済学Ⅰ     | 地域経済学     | 日本企業論Ⅱ   | 上級簿記論Ⅰ      |
| ミクロ経済学Ⅱ     | 都市経済学     | 経営戦略論Ⅰ   | 上級簿記論Ⅱ      |
| マクロ経済学Ⅰ     | 公共経済学Ⅰ    | 経営戦略論Ⅱ   | *企業法総論      |
| マクロ経済学Ⅱ     | 公共経済学Ⅱ    | 経営財務論Ⅰ   | *会社法Ⅰ       |
| 社会経済学       | 金融論       | 経営財務論Ⅱ   | *会社法Ⅱ       |
| 経済変動論Ⅰ      | 金融システム論   | マーケティングⅠ | *民法総則・物権総論Ⅰ |
| 経済変動論Ⅱ      | 現代ファイナンスⅠ | マーケティングⅡ | *税法Ⅰ        |
| 経済学史        | 現代ファイナンスⅡ | 国際経営Ⅰ    | *税法Ⅱ        |
| 経済思想史       | 労働経済論Ⅰ    | 国際経営Ⅱ    | 経済英語Ⅰ       |
| 国際経済学Ⅰ      | 労働経済論Ⅱ    | 経営組織論    | 経済英語Ⅱ       |
| 国際経済学Ⅱ      | 社会保障論Ⅰ    | リーダーシップ論 | 経済英語Ⅲ       |
| 産業組織論Ⅰ      | 社会保障論Ⅱ    | モチベーション論 | 応用経済経営数学Ⅰ   |
| 産業組織論Ⅱ      | 世界経済論Ⅰ    | 会計システムⅠ  | 応用経済経営数学Ⅱ   |
| 経済統計学Ⅰ      | 世界経済論Ⅱ    | 会計システムⅡ  | 特別演習        |
| 経済統計学Ⅱ      | 開発途上国経済Ⅰ  | 制度会計論Ⅰ   | 2年次演習       |
| 計量経済学Ⅰ      | 開発途上国経済Ⅱ  | 制度会計論Ⅱ   | 3年次演習       |
| 計量経済学Ⅱ      | ヨーロッパ経済論  | 管理会計論Ⅰ   | 就業体験実習      |
| 多変量解析法      | 日本経済史     | 管理会計論Ⅱ   | 卒業研究        |
| オペレーションリサーチ | 東洋経済史     | 財務会計論Ⅰ   | 卒業論文        |
| 経済政策論       | 東アジア経済発展史 | 財務会計論Ⅱ   |             |
| 日本経済論       | 現代中国経済論Ⅰ  | 原価計算論Ⅰ   |             |
| 財政学Ⅰ        | 現代中国経済論Ⅱ  | 原価計算論Ⅱ   |             |
| 財政学Ⅱ        | 西洋経済史     | 数理経済学Ⅰ   |             |
| 地方財政論Ⅰ      | アメリカ経済史   | 数理経済学Ⅱ   |             |
| 地方財政論Ⅱ      | 日本企業論Ⅰ    | 特殊講義     |             |

5 外国人留学生用の授業科目を次のとおり開講する。

|      |          |                                     |
|------|----------|-------------------------------------|
| 授業科目 | 経済学部開講科目 | 日本経済事情ⅠA,日本経済事情ⅠB,日本経済事情ⅡA,日本経済事情ⅡB |
|      | 法学部開講科目  | 日本法政事情Ⅰ,日本法政事情Ⅱ                     |

(履修コース)

第6条 本学部昼間コースに、履修コースを置く。履修コースには「現代経済分析コース」「国際比較経済コース」「組織経営コース」「会計プロフェッションコース」の4コースがあり、第3セメスターに履修コースを決定する。

2 履修コースの選考方法等は別に定める。

(副専攻コース)

第7条 成績優秀者は、他学部開設の副専攻コースの履修を許可することがある。

2 副専攻コースに関し,必要な事項は別に定める。

(履修科目の上限設定)

第8条 本学部昼間コースにおける履修科目の上限設定は、1学期24単位(集中講義科目を除く。)を限度とする。ただし、4年次は履修科目の上限は設けない。

2 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」並びに「副専攻コース」等の履修については、履修科目の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第9条 本学部昼間コースの卒業要件単位数は、次の各項により定める単位を含めて合計124単位以上とする。

2 教養教育科目については、次の各号に定める単位を含めて38単位以上修得しなければならない。

| 科目区分                  |         | 授業科目及び単位数                                    | 卒業要件単位数                                                                                       |
|-----------------------|---------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガイダンス科目               |         |                                              | 修学の方法Ⅰ 2                                                                                      |
| 主<br>題<br>科<br>目      | 現代の課題   | 開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育開発センター長が学年の始めに公示する。 | 4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計6単位以上選択必修                                              |
|                       | 人間と社会   |                                              |                                                                                               |
|                       | 健やかに生きる |                                              |                                                                                               |
|                       | 自然と技術   |                                              |                                                                                               |
| 個<br>別<br>科<br>目      | 人文・社会科学 |                                              |                                                                                               |
|                       | 自然科学    |                                              |                                                                                               |
|                       | 生命・保健科学 |                                              |                                                                                               |
|                       | 情報科学    |                                              |                                                                                               |
| 外<br>国<br>語<br>科<br>目 | 英語      |                                              | 経済実用英語 2<br>英語(ネイティブ) 2<br>英語(オラコン) 4<br>英語(文法・作文) 4<br>英語(読解) 4<br>英語(検定) 4<br>} 4単位<br>選択必修 |
|                       | ドイツ語    |                                              |                                                                                               |
|                       | フランス語   |                                              |                                                                                               |
|                       | 中国語     |                                              |                                                                                               |
|                       | 韓国語     |                                              |                                                                                               |
|                       | ロシア語    |                                              |                                                                                               |
|                       | スペイン語   |                                              |                                                                                               |
|                       | イタリア語   |                                              |                                                                                               |
|                       | 日本語     |                                              |                                                                                               |
| 合 計                   |         |                                              | 38                                                                                            |

(注)「基礎英語」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

- 一 ガイダンス科目（修学の方法Ⅰ）2単位は必修とする。
- 二 外国語科目の英語は、経済実用英語及び英語（ネイティブ）それぞれ2単位を含む計8単位を必修とする。  
ただし、外国人留学生は、日本語科目の履修をもって外国語科目（英語）の単位に代えることができる。
- 三 主題科目は、4つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位、計6単位を必修とする。
- 四 その他の選択授業科目は、科目区分にかかわらず修得単位の合計22単位をもって卒業要件とする。

3 専門教育科目については、次の各号に定める単位を含めて86単位以上修得しなければならない。

| 科目区分   |        | 授業科目                                | 卒業要件単位数                                                                                |
|--------|--------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 専門教育科目 | 専門基礎科目 | 経済学部開講の専門基礎科目                       | 12単位以上選択必修                                                                             |
|        | 専門科目   | 2年次演習<br>卒業研究<br>※会計プロフェッションコース必修科目 | 4単位必修<br>4単位必修<br>※12単位必修                                                              |
|        |        | 履修コースの専門科目                          | 40単位以上選択必修<br>※会計プロフェッションコースは<br>28単位以上選択必修                                            |
|        |        | 自由選択科目                              | ・12単位を超えて修得した専門基礎科目<br>・40単位を超えて修得した履修コースの選択必修科目及び履修コース以外の専門科目<br>・他学部の専門教育科目（20単位を限度） |
| 合 計    |        |                                     | 86単位以上                                                                                 |

注) ※印は会計プロフェッションコースのみ適用する。

(専門基礎科目)

- 一 専門基礎科目は、6科目12単位以上修得すること。
- 二 12単位を超えて修得した専門基礎科目の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
- 三 他学部の専門基礎科目を修得した場合は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門基礎科目には、教養教育科目（個別科目）へ読み替える科目がある。

(専門科目)

- 一 専門科目は、74単位以上修得すること。
  - 二 「2年次演習（4単位）」「卒業研究（4単位）」は必修とする。  
会計プロフェッションコースは、別に6科目12単位を必修とする。
  - 三 履修コースの選択必修科目から20科目40単位以上修得すること。  
会計プロフェッションコースは、履修コースの選択必修科目から14科目28単位以上修得すること。
  - 四 自由選択科目は、26単位以上修得すること。
  - 五 外国人留学生のうち、外国人留学生用の授業科目を修得した場合は、自由選択科目とする。
  - 六 他学部の専門教育科目の修得単位については、20単位を限度とし、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門教育科目には、教養教育科目へ読み替える科目がある。
- 4 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」並びに「副専攻コース」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

(演習)

第9条 演習は、2年次から4年次まで履修することができる。

2 2年次演習については、次のとおりとする。

- 一 2年次演習は4単位必修とし、選考方法は別に定める。
- 二 2年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
- 三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。

四 副専攻演習で履修した単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入する。

3 3年次演習については、次のとおりとする。

一 3年次演習は自由選択科目とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

二 3年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。

三 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。

(卒業研究)

第10条 卒業研究は、4年次に履修することができる。ただし、岡山大学経済学部早期卒業認定基準第3条を満たした早期卒業希望者は3年次での履修を認める。

2 卒業研究は4単位必修とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

3 卒業研究の単位については、4単位を限度とする。

(卒業論文)

第11条 卒業論文は、4年次に履修することができる。ただし、岡山大学経済学部早期卒業認定基準第3条を満たした早期卒業希望者は3年次での履修を認める。

2 卒業論文は自由選択科目とし、担当教員の許可を得た上で履修できる。

3 卒業論文の単位については、4単位を限度とする。

(履修の登録)

第12条 学期の始めの定められた期間に履修登録すること。

2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力すること。

3 経済学部開講の集中講義科目は、前期履修登録期間に履修登録すること。ただし、他学部開講の集中講義科目の履修登録については、登録時期等を別途掲示する。

4 演習の履修手続きについては、手続時期等を別途掲示する。

5 他学部開講科目(教職関係科目を含む。)を履修しようとする者は、当該科目の開講される学部の時間割等で確認の上、履修登録すること。

6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

## (10) 就業体験実習（インターンシップ）の履修について

### 就業体験実習の概要

#### 1. 趣旨・目的

本実習は、在学中に一定期間、民間企業や行政官庁その他関連する機関において就業体験を行うことにより、大学において経済学・経営学・会計学を学ぶ意味を実践を通じて理解させるとともに、自らに適した将来の進路を選択する能力の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 対象学生

原則として3年次生とする。

本実習の履修にあたっては、経済学部キャリア教育委員会及び指導教員が履修の指導を行う。

#### 3. 実施時期等

実習の実施時期は、原則として夏季休業中の2週間とする。

実習の実施に当たって、原則として学生は受入機関からの報酬を受けないものとする。

#### 4. 授業内容

授業内容は、本実習の趣旨・目的に照らして、受入機関と経済学部キャリア教育委員会が事前に協議し、決定する。

#### 5. 成績評価

経済学部キャリア教育委員会は、学生の提出する「実習日誌」「実習結果報告書」、受入機関の実施評価報告書」等に基づき、成績の評価を行う。

二 成績の表示は「認定」とする。

#### 6. 事故対策

履修中の事故に対処するため、学生は災害傷害保険および賠償責任保険その他の保険に加入するものとする。

#### 7. 守秘義務

受入機関の業務との関連で必要があると認められる場合には、受入機関と経済学部または学生との間で、履修中に学生が知り得た情報についての守秘義務に関する覚書または誓約書を交わすこととする。

#### 8. 運営機関

本実習の運営は、経済学部キャリア教育委員会が行う。

|      |               |
|------|---------------|
| 授業科目 | 就業体験実習        |
| 単 位  | 2単位           |
| 実施時期 | 原則として夏季休業中2週間 |
| 配当年次 | 3年次           |
| 履修手続 | 別途掲示する        |

## (6) 岡山大学経済学部早期卒業認定基準

### (趣旨)

**第1条** 岡山大学経済学部規程(平成16年4月1日制定。以下「学部規程」という。)第27条第2項に基づき、早期卒業の認定に関し、必要な事項を定める。

### (早期卒業の意思確認)

**第2条** 早期卒業の意思確認については、次のとおりとする。

- 一 早期卒業を希望する者は、第3年次前期履修登録期間までに早期卒業希望届を提出するものとする。
- 二 意思確認の方法は、早期卒業希望届によるものとする。

### (早期卒業候補者の認定基準)

**第3条** 早期卒業希望者のうち、次の認定基準を満たした者について、早期卒業候補者と認定する。

- 一 第2年次終了時までに修得した修得単位数が84単位以上で、平均点が80点以上であること。
- 二 第2年次終了時までの修得単位の評価に、認定及び修了がある場合は、当該単位が10単位以内のときは、前号の規定によるものとし、10単位を超えるときは、教授会の議を経るものとする。
- 三 第2年次終了時までの修得単位数に学部規程第21条、第22条及び第23条の単位が含まれる場合は、前号の取扱いによるものとし、前号と合わせて10単位を超える場合は、教授会の議を経ることとする。

### (早期卒業の認定基準)

**第4条** 早期卒業認定時における成績優秀の認定基準は、次のとおりとする。

- 一 第3年次終了までに修得した単位(卒業要件単位124単位以上)の平均点が85点以上であること。
- 二 卒業研究及び卒業論文を修得していること。
- 三 早期卒業の意思確認後に行う最終試験に合格していること。最終試験は、早期卒業を希望した者について口述試験によって行う。
- 四 修得単位の評価に、認定及び修了がある場合は、当該単位が10単位以内のときは、第1号の規定によるものとし、10単位を超えるときは、教授会の議を経るものとする。
- 五 修得単位数に学部規程第21条、第22条及び第23条の単位が含まれる場合は、前号の取扱いによるものとし、前号と合わせて10単位を超える場合は、教授会の議を経ることとする。

### (早期卒業の認定)

**第5条** 早期卒業の認定は、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき、学長が認定する。

### (雑則)

**第6条** この基準は、学生便覧に掲載その他の方法により公表する。

### 附 則

- 1 この基準は、平成20年度入学者から適用する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学経済学部早期卒業認定基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。



## 岡山大学経済学部履修細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成7年岡山大学経済学部規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修方法について必要な事項を定めるものとする。

（教育課程）

第2条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

（教養教育科目）

第3条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

（専門教育科目）

第4条 本学部で開講する専門教育科目は、次のとおりとし、対象年次に従い履修すること。

1 専門基礎科目は選択必修科目とし、授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目  |
|----------|
| ミクロ経済学入門 |
| マクロ経済学入門 |
| 経済学原理Ⅰ   |
| 経済学史Ⅰ    |
| 統計解析法Ⅰ   |
| 統計解析法Ⅱ   |
| 現代社会入門   |
| 現代日本経済史  |
| 会計学入門    |
| 経営学入門    |
| 経済・経営数学Ⅰ |
| 経済・経営数学Ⅱ |
| 世界経済事情   |

2 専門科目のうち所属コース科目は選択必修科目とし、その他は自由選択科目とする。授業科目は次のとおりとする。

| 授 業 科 目 |
|---------|
| ミクロ経済学Ⅰ |
| ミクロ経済学Ⅱ |
| マクロ経済学Ⅰ |
| マクロ経済学Ⅱ |
| 経済学原理Ⅱ  |
| 経済変動論Ⅰ  |
| 経済変動論Ⅱ  |
| 経済学史Ⅱ   |
| 現代経済学史  |
| 国際経済学Ⅰ  |
| 国際経済学Ⅱ  |
| 産業組織論Ⅰ  |
| 産業組織論Ⅱ  |
| 経済統計学Ⅰ  |
| 経済統計学Ⅱ  |
| 計量経済学Ⅰ  |
| 計量経済学Ⅱ  |
| 経済政策論   |
| 財政学Ⅰ    |
| 財政学Ⅱ    |
| 地方財政論Ⅰ  |
| 地方財政論Ⅱ  |
| 地域経済学   |

|             |
|-------------|
| 都市経済学       |
| 公共経済学Ⅰ      |
| 公共経済学Ⅱ      |
| 金融論Ⅰ        |
| 金融論Ⅱ        |
| 国際金融論       |
| 国際通貨政策      |
| 労働経済論Ⅰ      |
| 労働経済論Ⅱ      |
| 社会保障論Ⅰ      |
| 社会保障論Ⅱ      |
| 多変量解析法      |
| オペレーションリサーチ |
| 世界経済論Ⅰ      |
| 世界経済論Ⅱ      |
| 開発途上国経済Ⅰ    |
| 開発途上国経済Ⅱ    |
| 比較経済体制論Ⅰ    |
| 比較経済体制論Ⅱ    |
| ヨーロッパ経済論    |
| 日本経済史       |
| 現代生活経済史     |
| 東洋経済史       |
| 東アジア経済発展史   |

|          |
|----------|
| 現代中国経済論Ⅰ |
| 現代中国経済論Ⅱ |
| 西洋経済史    |
| アメリカ経済史  |
| 日本企業論Ⅰ   |
| 日本企業論Ⅱ   |
| 経営管理学Ⅰ   |
| 経営管理学Ⅱ   |
| 財務管理論Ⅰ   |
| 財務管理論Ⅱ   |
| マーケティングⅠ |
| マーケティングⅡ |
| 国際経営Ⅰ    |
| 国際経営Ⅱ    |
| 経営組織論Ⅰ   |
| 経営組織論Ⅱ   |
| 経営情報論Ⅰ   |
| 経営情報論Ⅱ   |
| 会計システムⅠ  |
| 会計システムⅡ  |
| 会計学原理Ⅰ   |
| 会計学原理Ⅱ   |
| 管理会計論Ⅰ   |
| 管理会計論Ⅱ   |

|          |
|----------|
| 財務会計論Ⅰ   |
| 財務会計論Ⅱ   |
| 原価計算論Ⅰ   |
| 原価計算論Ⅱ   |
| 消費者心理学   |
| 数理経済学Ⅰ   |
| 数理経済学Ⅱ   |
| アジア経済概論Ⅰ |
| アジア経済概論Ⅱ |
| 特殊講義     |

3 外国人留学生用の授業科目を次のとおり開講する。

| 授業科目 | 経済学部開講科目                                     | 法学部開講科目            |
|------|----------------------------------------------|--------------------|
|      | 日本経済事情ⅠA<br>日本経済事情ⅠB<br>日本経済事情ⅡA<br>日本経済事情ⅡB | 日本法政事情Ⅰ<br>日本法政事情Ⅱ |

- 一 経済学部開講科目は、専門教育科目（自由選択科目）として卒業要件単位に算入できる。
  - 二 法学部開講科目は、他学部の専門教育科目として卒業要件単位に算入できる。  
ただし、他学部の専門教育科目として卒業要件単位に算入できるのは、20単位を限度とする。
  - 4 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。
  - 5 特殊講義はすべて各コース科目の単位とすることができる。
  - 6 経済実用英語は必修科目とし、修得単位は、2単位を限度とする。
  - 7 2年次演習は必修科目とし、履修方法は別に定める。
  - 8 3年次及び4年次演習はそれぞれ自由選択科目とし、2年次演習を修得し、担当教員の許可を得た上で履修できる。
  - 9 4年次演習において論文を提出し、論文審査に合格した場合、計4単位を修得できる。ただし、成績が優秀な場合は、担当教員の許可を得た上で、3年次演習において論文を提出できる。  
成績が優秀な場合とは、第5条第4項に規定する成績優秀者とする。
  - 10 論文の修得単位は、4単位を限度とする。  
(履修科目の上限設定)
- 第5条 本学部における履修科目の上限設定は、1学期20単位を限度とする。
- 2 教職免許状の取得に係る教職に関する科目の履修については、履修科目の上限には含まない。
  - 3 2年次終了時の成績優秀者は、3、4年での1学期上限を30単位とする。
  - 4 2年次終了時の成績優秀者とは、修得総単位数が70単位以上で、平均点が80点以上とする。  
(卒業要件単位数)
- 第6条 本学部の卒業要件単位は、次の各項により定める単位を含めて合計124単位以上とする。
- 1 教養教育科目については次のとおりとする。

| 科目区分                  |           | 授業科目及び単位数                                 | 卒業要件単位数                                                                           |
|-----------------------|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 主<br>題<br>科<br>目      | ガイダンス科目   | 開講授業科目及びその単位数については、岡山大学教育実施機構が学年の始めに公示する。 | 修学の方法Ⅰ 2                                                                          |
|                       | 知の構造      |                                           | 6つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位以上、計6単位以上                                      |
|                       | 自己と他者     |                                           |                                                                                   |
|                       | 文化と制度     |                                           |                                                                                   |
|                       | いのち       |                                           |                                                                                   |
|                       | 国際化時代への展望 |                                           |                                                                                   |
| 自然との共生                |           |                                           |                                                                                   |
| 個<br>別<br>科<br>目      | 人文・社会科学   |                                           |                                                                                   |
|                       | 自然科学      |                                           |                                                                                   |
|                       | 情報科学      |                                           |                                                                                   |
|                       | 健康・スポーツ科学 |                                           |                                                                                   |
| 外<br>国<br>語<br>科<br>目 | 英 語       |                                           | 経済実用英語 2<br>英語（ネイティブ）<br>英語（オラコン）<br>英語（読解：社会）<br>英語（検定） } 6単<br>位<br>選<br>必<br>修 |
|                       | ドイツ語      |                                           |                                                                                   |
|                       | フランス語     |                                           |                                                                                   |
|                       | 中国語       |                                           |                                                                                   |
|                       | 朝鮮語       |                                           |                                                                                   |
|                       | ロシア語      |                                           |                                                                                   |
|                       | スペイン語     |                                           |                                                                                   |

|       |    |
|-------|----|
| イタリア語 |    |
| 日本語   |    |
| 合 計   | 38 |

- 一 教養教育科目は合計38単位をもって卒業要件とする。
  - 二 ガイダンス科目（修学の方法Ⅰ）2単位は必修とする。
  - 三 外国語科目の英語は、経済実用英語2単位を含む計8単位を必修とする。  
ただし、外国人留学生は、日本語科目の履修をもって外国語科目（英語）の単位に代えることができる。
  - 四 主題科目は、6つの主題グループのうちから3つ以上を選択し、それぞれ1授業科目2単位、計6単位を必修とする。
  - 五 その他の選択授業科目は、科目区分にかかわらず修得単位の合計22単位をもって卒業要件とする。
- 2 専門教育科目については、次の各号に定める単位を含めて86単位以上修得しなければならない。
- 一 2年次演習（4単位）は必修とする。
  - 二 専門基礎科目は、6科目12単位以上修得すること。
  - 三 所属コース科目から20科目40単位以上修得すること。
  - 四 他学部の専門教育科目の修得単位については、20単位を限度として卒業要件単位に算入できる。
- 3 教職免許状の取得に係る教職に関する科目の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。  
（ Semester制）

第7条 本学部の授業は、「Semester制」にそって開講する。Semester制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。これらの学年、学期及びSemesterの関係は次のとおりである。

| 学 年       | 第 1 学 年     |             | 第 2 学 年     |             | 第 3 学 年     |             | 第 4 学 年     |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| セメ<br>スター | 第1セメ<br>スター | 第2セメ<br>スター | 第3セメ<br>スター | 第4セメ<br>スター | 第5セメ<br>スター | 第6セメ<br>スター | 第7セメ<br>スター | 第8セメ<br>スター |
| 期 別       | 前 期         | 後 期         | 前 期         | 後 期         | 前 期         | 後 期         | 前 期         | 後 期         |

（専門基礎科目）

第8条 専門基礎科目は第1Semesterから履修できる。その履修方法は次のとおりとする。

| 授 業 科 目  | 単 位 | 修得要件単位数   |
|----------|-----|-----------|
| ミクロ経済学入門 | 2   | 6科目12単位以上 |
| マクロ経済学入門 | 2   |           |
| 経済学原理Ⅰ   | 2   |           |
| 経済学史Ⅰ    | 2   |           |
| 統計解析法Ⅰ   | 2   |           |
| 統計解析法Ⅱ   | 2   |           |
| 現代社会入門   | 2   |           |
| 現代日本経済史  | 2   |           |
| 会計学入門    | 2   |           |
| 経営学入門    | 2   |           |
| 経済・経営数学Ⅰ | 2   |           |
| 経済・経営数学Ⅱ | 2   |           |
| 世界経済事情   | 2   |           |

- 2 12単位を超えて修得した専門基礎科目の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
- 3 他学部の専門基礎科目を履修した場合は、教養教育科目（個別科目）へ読み替える。

（コース制度）

- 第9条 本学部では、専門教育科目の履修についてコース制度をとる。コースには「現代経済分析コース」「国際比較経済コース」及び「経営・会計コース」の3コースがあり、第3Semesterに所属コースを決定し、それ以降コース科目を履修する。
- 2 コースへの所属・選考方法は別に定める。
  - 3 修得要件単位数を超えて修得したコース科目の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
  - 4 所属コース科目以外の専門教育科目を履修した場合は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
  - 5 次表の所属コース科目の内から20科目40単位以上を修得しなければならない。

| 現代経済分析コース    | 単位 | 国際比較経済コース | 単位 | 経営・会計コース     | 単位 |
|--------------|----|-----------|----|--------------|----|
| ミクロ経済学Ⅰ      | 2  | 世界経済論Ⅰ    | 2  | 日本企業論Ⅰ       | 2  |
| ミクロ経済学Ⅱ      | 2  | 世界経済論Ⅱ    | 2  | 日本企業論Ⅱ       | 2  |
| マクロ経済学Ⅰ      | 2  | 開発途上国経済Ⅰ  | 2  | 経営管理学Ⅰ       | 2  |
| マクロ経済学Ⅱ      | 2  | 開発途上国経済Ⅱ  | 2  | 経営管理学Ⅱ       | 2  |
| 経済学原理Ⅱ       | 2  | 比較経済体制論Ⅰ  | 2  | 財務管理論Ⅰ       | 2  |
| 経済変動論Ⅰ       | 2  | 比較経済体制論Ⅱ  | 2  | 財務管理論Ⅱ       | 2  |
| 経済変動論Ⅱ       | 2  | ヨーロッパ経済論  | 2  | マーケティングⅠ     | 2  |
| 経済学史Ⅱ        | 2  | 日本経済史     | 2  | マーケティングⅡ     | 2  |
| 現代経済学史       | 2  | 現代生活経済史   | 2  | 国際経営Ⅰ        | 2  |
| 国際経済学Ⅰ       | 2  | 東洋経済史     | 2  | 国際経営Ⅱ        | 2  |
| 国際経済学Ⅱ       | 2  | 東アジア経済発展史 | 2  | 経営組織論Ⅰ       | 2  |
| 産業組織論Ⅰ       | 2  | 現代中国経済論Ⅰ  | 2  | 経営組織論Ⅱ       | 2  |
| 産業組織論Ⅱ       | 2  | 現代中国経済論Ⅱ  | 2  | 経営情報論Ⅰ       | 2  |
| 経済統計学Ⅰ       | 2  | 西洋経済史     | 2  | 経営情報論Ⅱ       | 2  |
| 経済統計学Ⅱ       | 2  | アメリカ経済史   | 2  | 会計システムⅠ      | 2  |
| 計量経済学Ⅰ       | 2  | ミクロ経済学Ⅰ   | 2  | 会計システムⅡ      | 2  |
| 計量経済学Ⅱ       | 2  | ミクロ経済学Ⅱ   | 2  | 会計学原理Ⅰ       | 2  |
| 多変量解析法       | 2  | マクロ経済学Ⅰ   | 2  | 会計学原理Ⅱ       | 2  |
| オペレーションズリサーチ | 2  | マクロ経済学Ⅱ   | 2  | 管理会計論Ⅰ       | 2  |
| 経済政策論        | 2  | 経済学史Ⅱ     | 2  | 管理会計論Ⅱ       | 2  |
| 財政学Ⅰ         | 2  | 国際経済学Ⅰ    | 2  | 財務会計論Ⅰ       | 2  |
| 財政学Ⅱ         | 2  | 国際経済学Ⅱ    | 2  | 財務会計論Ⅱ       | 2  |
| 地方財政論Ⅰ       | 2  | 経済政策論     | 2  | 原価計算論Ⅰ       | 2  |
| 地方財政論Ⅱ       | 2  | 財政学Ⅰ      | 2  | 原価計算論Ⅱ       | 2  |
| 地域経済学        | 2  | 財政学Ⅱ      | 2  | ミクロ経済学Ⅰ      | 2  |
| 都市経済学        | 2  | 地方財政論Ⅰ    | 2  | ミクロ経済学Ⅱ      | 2  |
| 公共経済学Ⅰ       | 2  | 地域経済学     | 2  | マクロ経済学Ⅰ      | 2  |
| 公共経済学Ⅱ       | 2  | 都市経済学     | 2  | マクロ経済学Ⅱ      | 2  |
| 金融論Ⅰ         | 2  | 公共経済学Ⅰ    | 2  | 産業組織論Ⅰ       | 2  |
| 金融論Ⅱ         | 2  | 金融論Ⅰ      | 2  | 産業組織論Ⅱ       | 2  |
| 国際金融論        | 2  | 金融論Ⅱ      | 2  | 経済統計学Ⅰ       | 2  |
| 国際通貨政策       | 2  | 国際金融論     | 2  | 計量経済学Ⅰ       | 2  |
| 労働経済論Ⅰ       | 2  | 国際通貨政策    | 2  | 計量経済学Ⅱ       | 2  |
| 労働経済論Ⅱ       | 2  | 労働経済論Ⅰ    | 2  | 多変量解析法       | 2  |
| 社会保障論Ⅰ       | 2  | 労働経済論Ⅱ    | 2  | オペレーションズリサーチ | 2  |
| 社会保障論Ⅱ       | 2  | 社会保障論Ⅰ    | 2  | 経済政策論        | 2  |
| 世界経済論Ⅰ       | 2  | 社会保障論Ⅱ    | 2  | 財政学Ⅰ         | 2  |
| 現代中国経済論Ⅰ     | 2  | 日本企業論Ⅰ    | 2  | 地方財政論Ⅰ       | 2  |
| ヨーロッパ経済論     | 2  | 日本企業論Ⅱ    | 2  | 地域経済学        | 2  |
| 日本企業論Ⅰ       | 2  | 国際経営Ⅰ     | 2  | 金融論Ⅰ         | 2  |
| 消費者心理学       | 2  | 国際経営Ⅱ     | 2  | 金融論Ⅱ         | 2  |
| 数理経済学Ⅰ       | 2  | アジア経済概論Ⅰ  | 2  | 国際金融論        | 2  |
| 数理経済学Ⅱ       | 2  | アジア経済概論Ⅱ  | 2  | 消費者心理学       | 2  |
| 特殊講義         | 各2 | 特殊講義      | 各2 | アジア経済概論Ⅰ     | 2  |
|              |    |           |    | 特殊講義         | 各2 |

(演習)

- 第10条 演習は、2年次から4年次まで履修することができる。
- 2 2年次演習は4単位必修とし、選考方法は別に定める。
  - 3 2年次演習は、主専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
  - 4 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
  - 5 副専攻演習で履修した単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
  - 6 3年次演習及び4年次演習の選考方法は別に定める。
  - 7 3年次演習及び4年次演習は、専攻演習及び副専攻演習の二つの演習の重複履修を認めることがある。
  - 8 副専攻演習は、担当教員の許可を得て履修できる。
  - 9 3年次演習論文及び4年次演習論文の単位については、第4条10項による。
  - 10 3年次演習・4年次演習及び同演習論文の単位は、自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。
  - 11 編入生特別演習は、3年次編入学生及び転学部生が入学した年度に限り履修することができる。

(履修の届出)

第11条 学期の始めの定められた期間に履修届を教務学生係に提出すること。

2 履修届は、教養教育科目及び専門教育科目を同じ用紙に記入して提出すること。

3 専門教育科目のうち、集中講義科目の履修届については、提出時期等を別途掲示する。

4 演習の履修手続きは、提出時期等を別途掲示する。

5 他学部開講科目（教職関係科目を含む。）を履修しようとする者は、当該科目の開講される学部の時間割等で確認し、本学部に履修の届出をすること。

6 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、平成7年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条、第8条及び第11条の規定にかかわらず、平成8年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、平成10年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成11年以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条及び第13条の規定にかかわらず、平成12年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第6条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、平成13年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条、第6条、第9条、及び第10条の規定にかかわらず、平成14年度以前入学生については、なお従前の例による。

3 平成14年度以前入学者についての新・旧授業科目対応表は次のとおりとする。

## ( 8 ) 放送大学との単位互換の実施に関する内規

### (趣旨)

**第 1 条** この内規は岡山大学経済学部規程(平成 16 年岡大経規程第 1 号。以下「学部規程」という。)

第 2 2 条の規定による放送大学との単位互換の実施に関し必要な事項を定める。

### (授業科目の公示)

**第 2 条** 学生が履修可能な放送大学の授業科目は、前年度の 1 2 月に公示する。

### (授業科目の履修)

**第 3 条** 学生が放送大学の授業科目を履修する場合は、所定の期日までに特別聴講学生出願票を提出しなければならない。

### (特別聴講)

**第 4 条** 放送大学の特別聴講学生として、授業科目の履修を希望する学生の出願(科目登録)、履修、単位修得等については、放送大学の定めるところによる。

2 前項の規定により、授業科目の履修を希望する学生は、放送大学に、特別聴講学生の授業料として 1 単位につき、所定の額を納入しなければならない。

### (単位の認定)

**第 5 条** 放送大学の特別聴講学生として、学生が修得した単位の認定は、30 単位を超えない範囲で、卒業要件単位として、別表第 1 に定める科目区分等に応じ、学部規程第 26 条第 1 項ただし書きの規定により行う。

2 前項の規定により、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、「認定」とする。また、科目名の前に(放)を表示し、他の修得科目と区分する。

## 別表第 1

## 単位認定の科目区分等（第 5 条関係）

| 経済学部夜間主コースの科目区分            |       |                                    | 放送大学の授業科目等         |                                    |  |
|----------------------------|-------|------------------------------------|--------------------|------------------------------------|--|
| 教<br>養<br>教<br>育<br>科<br>目 | 主題科目  | 学問の世界<br>人間と社会<br>健やかに生きる<br>自然と技術 | 共<br>通<br>科<br>目   | 基幹科目・主題科目                          |  |
|                            | 個別科目  | 人文・社会科学                            |                    | 一般科目（人文系）<br>一般科目（社会系）             |  |
|                            |       | 自然科学                               |                    | 一般科目（自然系）                          |  |
|                            |       | 生命・保健科学                            |                    | 保健体育科目「保健体育」                       |  |
|                            | 外国語科目 | 英語<br>(経済実用英語, 英語(会話)を除く)          | 外国語科目              | 英語                                 |  |
| 英語以外の外国語                   |       | 英語以外の外国語                           |                    |                                    |  |
| 専<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 | 専門科目  | 経済学部夜間主コース<br>の専門科目                | 社会と経済専攻<br>産業と技術専攻 | 経済学部夜間主コース<br>が履修を認めた経済関<br>係科目    |  |
|                            |       | 法学部夜間主コースの<br>専門科目                 | 社会と経済専攻            | 法学部夜間主コースが<br>履修を認めた法律・政<br>治学関係科目 |  |

(注) 主題科目（生命・保健科学）「健康・スポーツ科学」の単位を修得した場合は、放送大学の「保健体育」は履修できないものとする。

## (9) 岡山大学経済学部夜間主コース長期履修に関する取扱い内規

### (趣旨)

**第1条** この内規は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）第8条第2項の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

### (申請資格)

**第2条** 長期履修を申請することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本学部夜間主コースに入学する者又は入学後1年未満の者
- 二 就業者（ただし、原則として、アルバイト・パート等の非常勤雇用者は除く。）

### (長期履修期間及び最長在学年限)

**第3条** 長期履修の期間は、5年とする。ただし、第3年次編入学生については、3年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学学則（平成16年岡大則第2号）第5条に規定する年限とする。

### (申請手続)

**第4条** 長期履修の申請手続は、入学する者にあつては各試験種別の入学手続期間までに、入学後1年未満の者にあつては入学年度の2月末日までに、次の各号に掲げる書類を学部長 に提出するものとする。

- 一 長期履修申請書（所定様式）
- 二 在職を証明するもの（任意様式）

### (長期履修期間の変更)

**第5条** 長期履修期間の変更（標準修業年限への変更）は、1年次の2月末日までに長期履修期間変更申請書（所定様式）を学部長に提出するものとする。

### (審査及び許可)

**第6条** 前2条の申請に係る審査は、教務委員会において行い、教授会の議を経て、学部長が許可する。

### (授業履修の指導)

**第7条** 指導教員は学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

### (その他)

**第8条** この内規の実施に関し、必要な事項は、別に定める。



## (11) 経済学部成績評価基準

- 1 1回の試験だけで成績評価することはしない。すなわち、小テスト、レポート、講義中の報告・発表、出欠の度合いなど、多様な方法を組み合わせて評価する。  
評価における期末試験の比重は、原則として評価対象諸要素合計の6割以内とする。
- 2 評価に際しては、評価基準、模範解答、採点講評、得点分布などを学生に示す。
- 3 成績評価に関する学生の疑義提起には応じる。もとより単なる懇願の類に関しては、この限りではない。

## (12) 入学前の既修得単位の認定に関する内規

**第1条** この内規は岡山大学経済学部規程（平成16年4月1日制定。以下「学部規程」という。）第23条の規定により、入学前の既修得単位の認定に関する必要な事項について定める。

**第2条** 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。

- 一 大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業又は退学した者
- 二 科目等履修生として単位を修得した者

**第3条** 認定することができる授業科目の区分等及び認定単位の上限は、次のとおりとする。

- 一 教養教育科目 個別科目
  - 人文・社会科学 ) 16単位
  - 自然科学
  - 生命・保健科学 2単位
  - 情報科学 2単位
- 二 教養教育科目 外国語科目
  - 英語 6単位
  - 英語以外の外国語 4単位
- 三 専門教育科目 20単位

**第4条** 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- 一 申請書（所定の用紙）
- 二 卒業証明書又は在籍期間証明書
- 三 成績証明書及び講義内容を明示したもの（講義要項等）

**第5条** 認定は、成績証明書等により単位の修得が確認できるものについて、書類審査をもって行う。

**第6条** 認定された授業科目の単位数については、学部規程第23条第2項に基づき、卒業要件単位数に算入する。

- 2 成績の表示は「認定」とする。

## (13) 外部検定試験等による単位認定基準に関する取扱要項

〔平成16年4月1日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成18年 2月22日  
平成19年 1月24日  
平成19年 2月28日  
平成19年12月 5日

(趣旨)

**第1条** この要項は、岡山大学における教養教育科目の外国語科目に係る外部検定試験等による単位認定に関する基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象科目・外部検定試験等)

**第2条** 単位認定の対象となる授業科目及び外部検定試験等は、別表第1から別表第6のとおりとする。

- 2 大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱いは、別表第7のとおりとする。
- 3 前2項において、平成10年度以前入学者については、平成11年度入学者に係る取扱いを準用することができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に係る取扱いは、平成18年度に実施される語学研修プログラムより適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1の1 (平成20年度以降入学者適用)

| 科目                                                                           | 認定の対象とする外部検定試験等                                                                                                                                                                                                              | 合格基準                                              | 認定する授業科目・単位数                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 英語                                                                           | 【英語関係Ⅰ】<br>Test of English for International Communication<br>(TOEIC, IPを含む)                                                                                                                                                 | 470～585点<br>(OT3)                                 | 別表第1附表-1の③から⑥の中より選択<br>2単位                                                                         |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 590～725点<br>(OT2)                                 | 別表第1附表-1の③から⑥の中より選択<br>4単位                                                                         |
|                                                                              | 実用英語技能検定<br>(英検)<br>国際連合公用語・英語検定試験<br>(国連英検)<br>Test of English as a Foreign Language<br>(TOEFL・PBT, ITPを含む)<br>Test of English as a Foreign Language<br>(TOEFL・CBT)<br>Test of English as a Foreign Language<br>(TOEFL・iBT) | 準1級                                               | 別表第1附表-2の①から⑥の中より<br>選択<br>4単位                                                                     |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | B級                                                |                                                                                                    |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 500点以上                                            |                                                                                                    |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 173点以上                                            |                                                                                                    |
| 【英語関係Ⅱ】<br>Test of English for International Communication<br>(TOEIC, IPを含む) | 730点以上<br>(OT1)                                                                                                                                                                                                              | 英語(ネイティブ) 2単位<br>及び<br>別表第1附表-1の③から⑥の中より選択<br>4単位 |                                                                                                    |
|                                                                              | 実用英語技能検定<br>(英検)<br>国際連合公用語・英語検定試験<br>(国連英検)<br>Test of English as a Foreign Language<br>(TOEFL・PBT, ITPを含む)<br>Test of English as a Foreign Language<br>(TOEFL・CBT)<br>Test of English as a Foreign Language<br>(TOEFL・iBT) | 1級                                                | 別表第1附表-2の①から⑥の中より<br>選択<br>8単位                                                                     |
| A級                                                                           |                                                                                                                                                                                                                              |                                                   |                                                                                                    |
| 550点以上                                                                       |                                                                                                                                                                                                                              |                                                   |                                                                                                    |
| 213点以上                                                                       |                                                                                                                                                                                                                              |                                                   |                                                                                                    |
| ドイツ語                                                                         | ドイツ語技能検定試験<br>(独検)                                                                                                                                                                                                           | 4級                                                | ドイツ語初級Ⅰ(文法) }<br>ドイツ語初級Ⅰ(読本) } 4単位<br>ドイツ語初級Ⅱ(文法) }<br>ドイツ語初級Ⅱ(読本) }<br>又は<br>ドイツ語初級Ⅰ(総合) 4単位      |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 3級以上                                              | ドイツ語初級Ⅱ(総合) 4単位<br>又は<br>ドイツ語中級 4単位                                                                |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              |                                                   |                                                                                                    |
| フランス語                                                                        | 実用フランス語技能検定試験<br>(仏検)                                                                                                                                                                                                        | 5級                                                | フランス語初級Ⅰ(文法) 又は<br>フランス語初級Ⅰ(読本) 2単位                                                                |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 4級                                                | フランス語初級Ⅰ(文法) }<br>フランス語初級Ⅰ(読本) } 4単位<br>フランス語初級Ⅱ(文法) }<br>フランス語初級Ⅱ(読本) }<br>又は<br>フランス語初級Ⅰ(総合) 4単位 |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 3級以上                                              | フランス語初級Ⅱ(総合) 4単位<br>又は<br>フランス語中級 4単位                                                              |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              |                                                   |                                                                                                    |
| 中国語                                                                          | 漢語水平考試<br>(HSK)                                                                                                                                                                                                              | 基礎1級                                              | 中国語初級Ⅰ(文法) 又は<br>中国語初級Ⅰ(読本) 2単位                                                                    |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 基礎2級                                              | 中国語初級Ⅰ(文法) }<br>中国語初級Ⅰ(読本) } 4単位<br>中国語初級Ⅱ(文法) }<br>中国語初級Ⅱ(読本) }                                   |
|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                              | 基礎3級及び<br>初中等1級以上                                 | 中国語中級 4単位                                                                                          |

別表第1の2（平成20年度以降入学者適用）

| 科目    | 認定の対象とする外部検定試験等 | 合格基準 | 認定する授業科目・単位数                                                                                                                                                |
|-------|-----------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 韓国語   | 韓国語能力試験         | 1級   | 韓国語初級Ⅰ（文法）<br>韓国語初級Ⅰ（読本）<br>韓国語初級Ⅱ（文法）<br>韓国語初級Ⅱ（読本）<br>又は<br>韓国語初級Ⅰ（総合） <span style="float: right;">} 4単位</span><br><span style="float: right;">4単位</span> |
|       |                 | 2級以上 | 韓国語初級Ⅱ（総合）<br>又は<br>韓国語中級 <span style="float: right;">4単位</span><br><span style="float: right;">4単位</span>                                                  |
| スペイン語 | スペイン語技能検定       | 6級   | スペイン語初級Ⅰ（文法）<br>スペイン語初級Ⅰ（読本） <span style="float: right;">} 又は<br/>2単位</span>                                                                                |
|       |                 | 5級   | スペイン語初級Ⅰ（文法）<br>スペイン語初級Ⅰ（読本）<br>スペイン語初級Ⅱ（文法）<br>スペイン語初級Ⅱ（読本） <span style="float: right;">} 4単位</span>                                                       |
|       |                 | 4級以上 | スペイン語中級 <span style="float: right;">4単位</span>                                                                                                              |
| イタリア語 | 実用イタリア語検定       | 5級   | イタリア語初級Ⅰ（文法）<br>イタリア語初級Ⅰ（読本） <span style="float: right;">} 又は<br/>2単位</span>                                                                                |
|       |                 | 4級   | イタリア語初級Ⅰ（文法）<br>イタリア語初級Ⅰ（読本）<br>イタリア語初級Ⅱ（文法）<br>イタリア語初級Ⅱ（読本） <span style="float: right;">} 4単位</span>                                                       |
|       |                 | 3級以上 | イタリア語中級 <span style="float: right;">4単位</span>                                                                                                              |

- 備考 1 成績の取り扱いは「認定」とする。  
 2 外部検定試験等による単位認定は、一外国語につき8単位を限度とする。  
 3 英語に関しては、【英語関係Ⅰ】と【英語関係Ⅱ】は重複して単位認定の対象とする。  
 4 ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語及びイタリア語に関しては、一つの授業科目について外部検定試験等による単位認定は1回限りとする。

別表第1附表-1 (平成20年度以降入学者適用)

| 項番 | 授業科目名              | 備考                                                                                                                                        |
|----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 経済実用英語<br>英語 (工学部) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済学部についてはOT1, OT2及びOT3 (470点以上) の認定対象科目に含める</li> <li>・工学部についてはOT1 (730点以上) の認定対象科目に含める</li> </ul> |
| ②  | 英語 (ネイティブ)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める</li> <li>・工学部についてはOT2 (590点~725点) の認定対象科目に含める</li> </ul>      |
| ③  | 英語 (オラコン)          | OT1<br>OT2<br>OT3                                                                                                                         |
| ④  | 英語 (作文・文法)         |                                                                                                                                           |
| ⑤  | 英語 (読解)            |                                                                                                                                           |
| ⑥  | 英語 (検定)            |                                                                                                                                           |

別表第1附表-2 (平成20年度以降入学者適用)

| 項番 | 授業科目名                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 英語 (教育学部)<br>英語 (法学部)<br>経済実用英語<br>英語 (理学部)<br>英語 (基礎医用英語)<br>英語 (工学部)<br>英語 (環境理工1)<br>英語 (環境理工2)<br>英語 (環境理工3)<br>英語 (環境理工4)<br>英語 (MPコース) |
| ②  | 英語 (ネイティブ)                                                                                                                                   |
| ③  | 英語 (オラコン)                                                                                                                                    |
| ④  | 英語 (作文・文法)                                                                                                                                   |
| ⑤  | 英語 (読解)                                                                                                                                      |
| ⑥  | 英語 (検定)                                                                                                                                      |

別表第7（大学間交流協定に基づく語学研修の学修成果に係る取扱い）

| 語学研修大学名    | 合格基準                    | 認定科目                                                    | 認定単位数      | 備考                  |
|------------|-------------------------|---------------------------------------------------------|------------|---------------------|
| 南オレゴン大学    | 南オレゴン大学の成績評価<br>D（下級）以上 | 教養教育科目 外国語科目 英語<br>又は<br>専門教育科目<br>(認定科目の指定は各学部の定めに委ねる) | 2単位        | 平成11年度以降<br>入学者より適用 |
| アデレード大学    | アデレード大学の成績評価<br>D以上     | 教養教育科目 外国語科目 英語<br>又は<br>専門教育科目<br>(認定科目の指定は各学部の定めに委ねる) | 4単位まで      | 平成11年度以降<br>入学者より適用 |
| 成均館大学校     | 成均館大学校の成績評価<br>60点以上    |                                                         |            |                     |
|            | ①初級クラス                  | 朝鮮語初級Ⅱ<br>朝鮮語初級Ⅱ                                        | 2単位<br>2単位 | 平成11年度～平成15年度入学者    |
|            | ②中級又は高級クラス              | 朝鮮語中級<br>朝鮮語中級                                          | 2単位<br>2単位 |                     |
|            | ①初級クラス                  | 朝鮮語初級Ⅱ（文法）<br>朝鮮語初級Ⅱ（読本）                                | 2単位<br>2単位 | 平成16年度～平成18年度入学者    |
|            | ②中級又は高級クラス              | 朝鮮語中級<br>朝鮮語中級                                          | 2単位<br>2単位 |                     |
|            | ①初級クラス                  | 韓国語初級Ⅱ（文法）<br>韓国語初級Ⅱ（読本）                                | 2単位<br>2単位 | 平成19年度以降<br>入学者     |
| ②中級又は高級クラス | 韓国語中級<br>韓国語中級          | 2単位<br>2単位                                              |            |                     |

## 別表第1及び第2参考 (平成19年度以降入学者適用)

### 外部検定試験等による単位認定について

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

|                                      |                |         |      |
|--------------------------------------|----------------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点                        | .....英語(オラコン)  | 認定(2単位) |      |
| TOEIC-IP 590点                        | .....英語(作文・文法) | 認定(2単位) | 計4単位 |
| ※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない |                |         |      |

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

|                                      |                |         |      |
|--------------------------------------|----------------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点                        | .....英語(オラコン)  | 認定(2単位) |      |
| 英検準1級                                | .....英語(作文・文法) | 認定(2単位) | 計4単位 |
| ※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、6単位として認定はしない |                |         |      |

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で730点を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

|                                               |                |         |      |
|-----------------------------------------------|----------------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点                                 | .....英語(オラコン)  | 認定(2単位) |      |
| TOEIC-IP 730点                                 | .....英語(作文・文法) | 認定(2単位) |      |
|                                               | 英語(検定)         | 認定(2単位) | 計6単位 |
| ※TOEIC【英語関係I及びII】の単位認定の上限は6単位のため、8単位として認定はしない |                |         |      |

- 入学時TOEIC-IPで470点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、国連英検でA級を取得(【英語関係II】の合格基準)した場合

|                                      |               |         |      |
|--------------------------------------|---------------|---------|------|
| TOEIC-IP 470点                        | .....英語(オラコン) | 認定(2単位) |      |
| 国連英検A級                               | .....英語(教育学部) | 認定(2単位) |      |
|                                      | 英語(読解)        | 認定(2単位) |      |
|                                      | 英語(検定)        | 認定(2単位) | 計8単位 |
| ※単位認定は一外国語につき8単位が限度のため、10単位として認定はしない |               |         |      |

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、他のTOEIC(例:カレッジTOEIC)で700点を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

|                                      |               |         |      |
|--------------------------------------|---------------|---------|------|
| TOEIC-IP 590点                        | .....英語(オラコン) | 認定(2単位) |      |
|                                      | 英語(作文・文法)     | 認定(2単位) | 計4単位 |
| TOEIC-IP 700点                        |               |         |      |
| ※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない |               |         |      |

- 入学時TOEIC-IPで590点を取得(【英語関係I】の合格基準)した後、英検で準1級を取得(【英語関係I】の合格基準)した場合

|                                      |               |         |      |
|--------------------------------------|---------------|---------|------|
| TOEIC-IP 590点                        | .....英語(オラコン) | 認定(2単位) |      |
|                                      | 英語(作文・文法)     | 認定(2単位) | 計4単位 |
| 英検準1級                                |               |         |      |
| ※【英語関係I】の単位認定の上限は4単位のため、8単位として認定はしない |               |         |      |





## (14) 卒業論文について

- 1 論文提出予定者は、指導教員と相談の上、定められた期日までに「卒業論文題目届」を 教務学生係まで提出すること。
- 2 昼間コースについては、論文を、1月31日午後5時までに、夜間主コースについては1月31日午後9時までに教務学生係まで提出すること。  
なお、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）の場合は、その前日とし、連休となる場合は、最初の休日の前日とする。
- 3 卒業論文の評価は、次の項目等について、総合的に行うものとする。
  - 一 論文にふさわしい形式と内容を備えているか。
  - 二 必要な調査や実験、または文献の収集を行い、かつ適切な分析が行われているか。
  - 三 論文のテーマ、目的、方法が明確であるか。また、論旨が明晰であり、かつ言語表現が適切であるか。
  - 四 公開審査において質問に適切に答えられたか。なお、論文の形式等については、担当の教員が指示するものとする。

## (15) 試 験 心 得

試験は通常、その授業が行われた学期の終わりに実施するが、担当教員によっては、授業時間中に行うことがある。また、学期末試験を実施せずに、平常の成績等をもって試験に代えることもある。試験の受験に関する注意事項は下記のとおりであるので、充分熟読した上受験すること。

- 1 試験の時間割及び試験室の指定は、掲示により通知する。
- 2 履修登録されていない科目については、試験を受けることができない。
- 3 試験室への入室は試験開始時刻から20分まで認める。開始後20分は退室できない。
- 4 試験室の着席について監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- 5 試験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておくこと。  
学生証を忘れた場合は受験できないことがあるので注意すること。
- 6 試験に際してあらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- 7 答案用紙は必ず提出すること。たとえ白紙の答案であっても持ち帰ることはできない。  
なお、書き損じた答案用紙については、はっきり×印を付し、答案とは別に提出すること。
- 8 以上のほか試験室では、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- 9 試験中の誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、学則の定めるところにより懲戒する。さらにその期において実施する試験科目のうち、その時間以後の受験を認めない。  
ここにいう懲戒とは、通常は無期停学または退学を意味する。また、停学の場合は、通常は最低半年以上の卒業延期となる。
- 10 携帯電話、PHS、計算機などのメモ機能、通信機能を備えた機器は電源を切ってから、かばんなどに入れること。  
机の上に置いてある場合は使用していても不正行為と見なすので十分注意すること。
- 11 病気その他止むを得ない事由により、学期末試験の追試験を希望する者は、その事由が発生した時点で直ちに教務委員会（教務学生係）に願い出た後、授業担当教員の許可を得なければならない。  
電車の遅延や就職の筆記・面接試験等は止むを得ない事由に含まれるが、会社説明会は含まれない。具体的には教務委員会（教務学生係）で確認すること。  
追試験の願い出については、事由を明記した追試験願（所定用紙）に診断書又は証明書等を添付し、教務委員会（教務学生係）で追試験受験資格の確認を受けた後、授業担当教員に連絡をとり、その指示に従わなければならない。  
なお、連絡が遅れた場合は、追試験受験資格の有無にかかわらず、追試験の受験ができないことがある。

## (16) 留学に伴う取扱いについて

- 1 岡山大学学則第32条に基づき、必要な事項を定める。
- 2 本学部での専門教育科目の履修手続き等については、次のとおりとする。
  - 一 渡航前に履修していた通年ものの科目の場合は、帰国後も同一教員・同一科目についてのみ引き続いての履修を認める。
  - 二 前・後期開講科目及び集中講義科目中、履修可能な科目について履修手続きを認める。
- 3 留学大学での修得単位の取扱いについて
  - 一 留学大学での修得単位は、経済学部規程21条の規定により60単位を限度とし教授会の議を経て、本学部での修得単位として認定する。
  - 二 渡航前に、留学大学における履修について、教務学生係で事前指導を受けるものとする。

## (17) 演習室の授業時間以外における使用心得

この使用心得は、文・法・経済学部1号館3階の演習室（3-1～6, 8～11, 13, 14の演習室。）及び文化科学系総合研究棟2階の演習室（1～6の演習室）（以下「共通演習室」という。）の授業時間以外における学生の使用について定めるものとする。

なお、各学部の演習室の使用については、それぞれの学部の定めるところによる。

### 1 使用目的

授業に関する学習等のために複数名で使用するものとする。

### 2 使用者

使用できる学生は、以下の学生とする。

- (1) 文学部、法学部及び経済学部の学生
- (2) 社会文化科学研究科（文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び文化科学研究科が存続する間当該研究科を含む。）の学生
- (3) 法務研究科の学生

### 3 使用時間

- (1) 平日8時40分から20時50分までとする。
- (2) 土曜日、日曜日及び休日の使用は、原則として認めない。

### 4 使用の届出及び鍵の授受

- (1) 共通演習室の使用にあたっては、教務学生係に事前に届け出ること。なお、共通演習室は授業を優先使用とするので、届けていた共通演習室が、補講等により授業に使用されることになった場合には使用できない。
- (2) 授業の休業期間（夏季休業等）中は、共通演習室は施錠状態にあるので、開始と終了の都度、教務学生係から鍵を授受すること。

### 5 使用上の注意

- (1) 他の迷惑にならないよう静粛にすること。
- (2) 火気には厳重に注意すること。
- (3) 建物や器物を損傷しないように充分注意すること。もし、建物や器物を損傷したときは、使用者が一切の責任を負うこと。
- (4) ビラをはるなど汚損行為をしないこと。
- (5) 使用後は必ず部屋の内部を整理整頓し、退室の際は消灯すること。
- (6) 文化科学系総合研究棟の共通演習室は、平日8時から21時以外の間は施錠状態（授業の休業期間を除く）にあるので、使用時間は厳守すること。

以上の使用心得を守らない場合、その他管理上支障があると認められる場合には、使用を禁止することがある。